



# 令和8年度 市民税・府民税申告フローチャート

## Q1

令和8年1月1日現在 岸和田市に住所を有する

はい→Q2へ いいえ→岸和田市での申告は不要です ※1

## Q2

令和7年中に収入がある

年金収入 →Aへ  
給与収入 →Bへ  
その他(営業・農業・不動産等) →Cへ  
いいえ→ 結果①へ

## A

年金収入以外の収入がある

はい

いいえ

年金以外の所得が20万円を超える

はい→結果③へ いいえ→結果②へ

年金は遺族年金・障害年金のみである

はい→結果①へ

いいえ

年金は公的年金等のみの収入で400万円を超える

はい→結果③へ

いいえ

公的年金の源泉徴収票に記載以外の各種控除を追加する

はい

いいえ→結果①へ

源泉徴収票の「源泉徴収税額」が0円である

はい→結果②へ

いいえ→結果③へ

## B

(※5)

次のいずれかに該当する

- ・2か所以上で給与がある  
(ただし、年末調整をしていない給与収入が20万円を超える場合のみ)
- ・給与収入が2,000万円以上ある
- ・給与以外で20万円を超える所得がある

はい→結果③へ

いいえ

給与の源泉徴収票に記載以外の各種控除を追加する

はい

いいえ→結果①へ(※4)

源泉徴収票の「源泉徴収税額」が0円である

はい→結果②へ

いいえ→結果③へ

## C

所得金額(収入-経費)が所得税の所得控除の合計額より多い  
(所得税が課税となる)

はい→結果③へ

いいえ→結果②へ(※2)

- ※1 令和8年1月1日現在に住所を有する市区町村へお問い合わせください
- ※2 合計所得が45万円以下の場合には申告の必要はありません
- ※3 所得証明書の発行・公営住宅の入居・保育施設の入所・児童手当等その他制度の手続きなどで申告が必要な場合があります
- ※4 所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です
- ※5 勤務先から岸和田市へ給与支払報告書の提出がない場合は、市・府民税の申告が必要です

# 結果

① 申告の必要はありません ※3

② 市・府民税の申告が必要です ※4

③ 所得税の確定申告が必要です

※このフローチャートは一般的な事例です